

県職員の給与などのあらまし

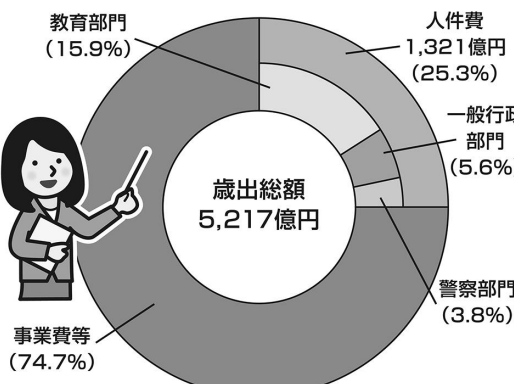
県には、福祉、医療、土木、教育、警察など県民生活にかかわるさまざまな仕事に携わる職員があり、その給与は条例で定められています。県職員の給与などについて一層のご理解をいただくため、そのあらましをご紹介します。

人件費の状況

本県の平成30年度決算では、人件費は歳出総額の25.3%にあたる1,321億円となりました。

その内訳は、小中学校と高等学校などの教育関係職員分が15.9%(833億円)、一般行政関係職員分が5.6%(292億円)、警察関係職員分が3.8%(196億円)となっています。

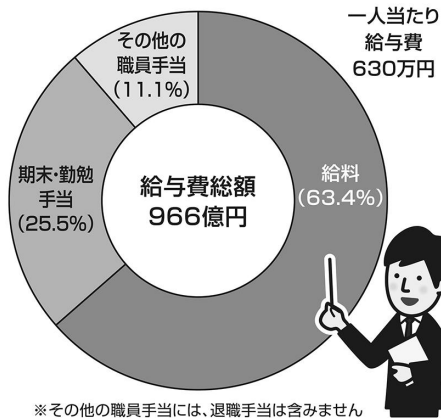
人件費の状況(部門別)(平成30年度決算)



※人件費には、共済費負担金、退職手当及び特別職の給料・報酬等を含みます

人件費のうち職員給与費の状況

(令和元年度一般会計12月補正後予算)



※その他の職員手当には、退職手当は含まれません

給与決定の仕組み

地方公務員法では、職員の給与を決める際には、次の原則によることとされています。

- その職務と責任に応じたものとする
 - 生計費を考慮すること
 - 国や他の都道府県の職員とのつり合いがとれていること
 - 民間企業に勤める人の給与とのつり合い、その他の事情を考慮すること
- 具体的には、県内民間企業の給与の実態や生計費などの調査に基づく人事委員会勧告を踏まえ、県議会の審議を経て条例で定められています。

今年度は、例月給(給料月額、諸手当)を0.13%、期末・勤勉手当(ボーナス)の支給割合を0.05月分引き上げる改定を行っています。

平均給料月額・初任給の状況

代表的な職種別の平均給料月額と平均年齢は、表1のとおりです。また、職種別の初任給と学歴・経験年数別の平均給料月額は、表2のとおりです。

表1 平均給料月額及び平均年齢の状況

(各年4月1日現在)

区分	平均給料月額(単価:円)			平均年齢	
	平成31年	平成30年	増減額	平成31年	平成30年
一般行政職	320,000	318,800	1,200	41歳11月	41歳10月
警察職	308,500	306,500	2,000	37歳5月	37歳7月
高等学校教育職	373,200	377,200	▲4,000	45歳1月	45歳5月
小中学校教育職	351,300	357,600	▲6,300	42歳6月	43歳0月

表2 初任給及び学歴・経験年数別平均給料月額の状況

(平成31年4月1日現在)(単価:円)

区分	初任給	経験年数別			
		経験10年	経験20年	経験25年	経験30年
一般行政職	182,600	268,400	367,400	383,800	398,400
警察職	209,100	276,100	393,400	411,500	421,600
高等学校教育職	204,500	319,900	402,400	424,800	435,200
小中学校教育職	204,500	315,600	393,500	413,400	424,200
一般行政職	151,000	225,900	314,500	352,100	375,000
警察職	173,800	253,300	349,800	384,300	409,200

給料表

職員の給料は、行政職や研究職などその職務に応じた9種類の給料表で、それぞれの職務と責任の度合いに応じて定められています。

このうち行政職給料表適用者(3,600人)の級別職員数と基準となる職務は、表3のとおりです。

表3 行政職給料表適用者の級別職員数の状況

(平成31年4月1日現在)

職務の級	基準となる職務	職員数(人)	構成比(%)
9	本庁の部長又は局長	27	0.75
8	困難な業務を行う本庁の部次長又は局次長	3	0.08
7	本庁の部次長又は局次長 本庁の困難な業務を行う課長	60	1.67
6	本庁の課長又は担当課長	230	6.39
5	課長補佐 困難な業務を行う主幹	952	26.44
4	主幹、困難な業務を行う専門員又は主査	685	19.03
3	専門員又は主査、主任主事又は主任技師	804	22.33
2	主事・技師	456	12.67
1	主事・技師	383	10.64
計		3,600	100.00



職員手当

職員には給料のほか、期末・勤勉手当、扶養手当、住居手当、通勤手当などを支給しています。

このうち期末・勤勉手当は、年間4.50月分を支給しており、手当額算定の基礎となる給料等の額に職制上の段階、職務の級等に応じた加算措置があります。

退職手当は、勤続年数や退職の理由に応じた基本額に、職務・職責に応じた調整額を加えた額を支給しています。基本額の支給割合は、国と同じで、勤続20年の場合の自己都合退職は19.6695月分、定年退職の場合の最高限度は、勤続35年以上で47.709月分です。

特別職の給料・報酬等

特別職の給料や報酬の月額、県内の各界代表者、学識経験者などで構成する「特別職報酬等審議会」の答申を受けて条例で定められています。

主な特別職の給料・報酬月額は、平成6年7月から知事=130万円、副知事=102万円、議長=91万円、副議長=86万円、議員=78万円となっています。このほか年間3.40月分の期末手当を支給しています。

職員数の状況

県では、より簡素で効率的・機動的な執行体制をつくるための定員管理に取り組んでおり、平成15年度から平成27年度までの間、様々な取組を行ってきた結果、累計約700人を削減し、知事部局職員数を約半世紀前(昭和38年)の水準以下にまでスリム化を図りました。

職員数の状況は、表4のとおりです。

表4 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)(単位:人)

区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
	平成31年	平成30年			
一般行政部門	総務企画等	820	823	▲3	金沢大学工学部跡地の用地取得業務の終了等
	保健・福祉	699	691	8	児童福祉司増員、子ども子育て支援関連業務等
	商工・労働	324	324	0	
	農水・土木	1,450	1,466	▲16	事務の民間委託等
	小計	3,293	3,304	▲11	
教育部門	9,078	8,889	189	育休代替の任期付職員の任用開始	
警察部門	2,338	2,333	5	欠員補充等	
会計部門等 (公益企業等)	病院	1,152	1,158	▲6	欠員等
	その他	86	76	10	欠員補充等
	小計	1,238	1,234	4	
合計	15,947	15,760	187		

(注)職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤の職員を除いたものです。

お問い合わせ

(給与)人事課 TEL 076(225)1253
(職員数)行政経営課 TEL 076(225)1246